

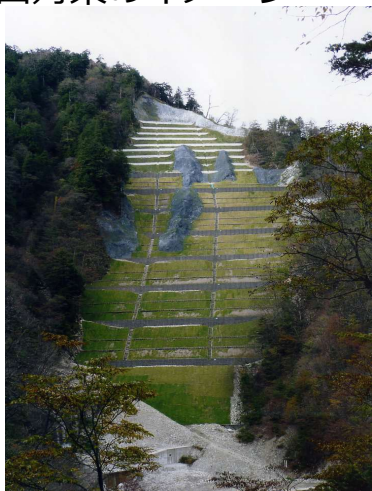
<連携の概要>

- ・流域治水プロジェクトの設立趣旨である「集水域から氾濫域にわたる流域全体のあらゆる関係者が協働して、流域全体で水害を軽減させる治水対策」において、山間部を中心とした対策として、森林保全等の治山対策と砂防事業において、相互連携して取り組むものである。
- ・取り組みにあたっては、「①氾濫をできるだけ防ぐ対策」「②被害対象を減少させるための対策」「③被害の軽減、早期復旧・復興のための対策」を総合的かつ多層的に実施する。

<連携イメージ>

【治山】 森林の有する土砂流出防止機能や洪水緩和機能の適切な発揮のため、治山対策や保安林整備による災害に強い森林づくりを推進
【砂防】 下流域（保全対象直上）に砂防堰堤などを整備し、土砂や流木の流出による直接的な被害を防止

治山対策のイメージ



治山対策（溪間工・山腹工）



保安林整備（本数調整伐）

砂防事業のイメージ



かじがいら
鍛冶ヶ入第5砂防堰堤（土岐市）

引き続き、これまでも開催している砂防・治山連絡調整会議などを継続的に開催し、今後、更に森林保全を含む治山対策と砂防事業の連携強化を図る。